

（制動装置）

第171条の2 走行中の^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車の減速及び停止等に係る^{けん}牽引自動車の制動性能に関し、保安基準第12条第2項の告示で定める基準は、次項に掲げる基準とする。この場合において、次項の自動車以外のものにあつては、保安基準第12条第2項の告示で定める基準に適合するものとする。

2 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度25km/h以下の自動車を除く。）にあつては、被^{けん}牽引自動車を連結した状態において、走行中の^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車^{けん}が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができる制動装置を備えていること。この場合において、次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置